

① 通常実施権

専用実施権は、独占的に実施（製造・販売）できる権利で、通常実施権は、単に実施できる権利です。

(1) 許諾による通常実施権

特許権者から実施許諾してもらうことで発生します。専用実施権だと特許権者が実施できなくなるので、他人には実施許諾しない旨を契約した独占的通常実施権にする場合もあります。



(2) 職務発明に基づく通常実施権

従業者が職務発明について特許を受けた場合、使用者（会社等）に通常実施権が認められます。

(3) 先使用权

他人が特許出願をした時点で、その発明の実施である事業をしていれば、先使用による通常実施権が認められ、権利侵害にならない場合があります。

(4) 中用権

同一発明について他人の特許があって自己の特許が無効になってしまった場合、無効審判の請求登録前に実施していた範囲内において原特許の特許権者や実施権者に通常実施権が認められる場合があります。



(5) 後用権

特許権が再審により回復した場合、無効審決が確定してから再審の請求登録前に実施してしまっても通常実施権が認められる場合があります。

(6) 審査請求期間徒過後で救済が認められるまでの間の実施による通常実施権

期限内に審査請求をせずに出願取下とみなされたが、その後、正当な理由を主張して審査請求をして特許になった場合、期間徒過してから救済が認められるまでに実施してしまっても通常実施権が認められる場合があります。

(7) 特許権の移転の登録前の実施による通常実施権

冒認出願によって登録された特許について、真の権利者が特許権移転請求した場合において、特許権の移転登録前に実施していた範囲内において元の特許権者や実施権者に通常実施権が認められる場合があります。

(8) 意匠権の存続期間満了後の通常実施権

特許出願と同日又はそれ以前に意匠登録出願された意匠権が特許権と抵触していて、その意匠権の存続期間が満了したときに、原意匠権者や実施権者に通常実施権が認められる場合があります。

(9) 裁定通常実施権

裁定という行政処分により強制的に設定される通常実施権です。不実施の場合の通常実施権、自己の特許発明を実施するための通常実施権、公共の利益のための通常実施権があります。ただ制度としてあるだけの感じです。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp